

(様式2)

学校体育施設、社会体育施設、公民館施設に係る使用料改定の概要

1 「学校体育施設等の利用等に関する条例」の一部改正について

(1) 改正の趣旨

施設規模の異なる屋内運動場の利用料金が同一となっている現行を見直し、バレーボールコートの面数を基準とした料金規定を新たに設け、地域住民が利用しやすい施設開放サービスの提供をすることによって、地域のスポーツ振興を推進します。

(2) 改正の内容

バレーボールコート2面が確保できない屋内運動場については、別表に定める金額の1/2とします。(大宮第二小学校、大宮第三小学校、三津小学校、橘小学校、竹野小学校、吉野小学校、溝谷小学校、黒部小学校、野間小学校、田村小学校、神野小学校、湊小学校 計12校)

また、間人中学校のテニスコート(夜間)は、社会体育施設のテニスコート(ハード)使用料と合わせます。

2 「社会体育施設条例」の一部改正について

(1) 改正の趣旨

同一施設区分・施設規模で相違があった料金単価や利用料金の均一化を図ることで、施設利用者へのサービス向上と市民のスポーツ振興を進めます。

(2) 改正の内容

体育館等

体育館は、午前、午後、夜間とも1,000円に統一(最も使用料が安い弥栄社会体育館に統一)するとともに、体育館の利用形態は、全面利用、半面利用の2種類とし、半面利用の場合は、別表に定める金額の1/2とします。

グラウンド

グラウンドは、使用料の設定区分が午前、午後、夜間及び1時間当り単価になっていたものを午前、午後、夜間に統一します。また、大宮自然運動公園グラウンド及び久美浜中央運動公園グラウンドについては、日中に半面利用する場合、別表に定める金額の1/2とします。さらに、大宮自然運動公園の利用区分「その他の行事に利用する場合」は、社会体育施設としての使用料で統一するため削除します。

また、網野体育センターの多目的広場は、実情として舗装され、常時、駐車場として使用されているため、社会体育施設としての適用から除外します。

テニスコート

テニスコートは、使用料の設定区分が午前、午後、夜間及び1時間当り単価になっていたものを午前、午後、夜間に統一します。また、テニスコートの種類（ハードコート、オムニコート）により、別表のとおり使用料金を統一します。

ゲートボール場

ゲートボール場は、使用料の設定区分が午前、午後、夜間及び1時間当り単価になっていたものを午前、午後、夜間に統一します。また、施設を屋内・屋外に区分して、別表のとおり使用料金を統一します。さらに、いさなごコート及びふれあいスポーツ広場は、施設の防火管理上、暖房器具を撤去して他の施設と同様にするとともに、冬季使用料の区分を廃止します。

3 公民館条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

峰山・丹後・弥栄の各地域公民館の使用料については、旧町料金体系を引き継いだままで、施設間の整合性が図られていないため、部屋（室）の規模を算定根拠にして使用料を統一します。

(2) 改正の内容

各地域公民館については、別表のとおり貸館業務の時間区分を統一するとともに、会議室、ホール等の部屋の規模（大きさ）により使用料を統一します。

4 施行期日について

平成21年1月1日から施行します。

パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。